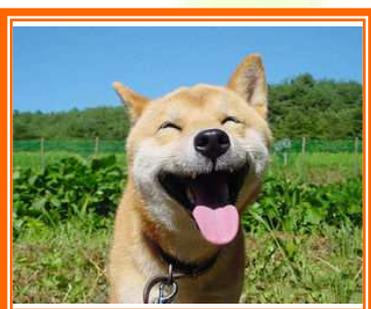


中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 375

2018年 1 月号 JANUARY



今月のお知らせ

確定申告(2/16~3/15)の準備を早めに取りかかりましょう
所得税の還付申告の受付はすでに始まっています

- ／ 憲法をくらしの中にいかそう
- ／ 今年はこんな年
- ／ 30年1月から給与の源泉徴収事務が変わります



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

憲法をくらしの中にいかそう



あけましておめでとうございます。

昨年毎日新聞の取材に対し、「父のように政治家や官僚が国民のために憲法を実践すれば、今の憲法で十分に、いい国ができるはずだ」とコメントしました。

父は町長として、天下の三菱が支配する香焼町で、「憲法をくらしの中にいかそう」という看板を掲げ、住民本位の政治を行った結果、35年間1度も負けることなく町政を担い続けました。

我が国も、日本国憲法の精神を生かした国になれば、他国から尊敬の目で見られたうえに、誰も日本に対し手を下すことができない、世界に二つとない立派な国になるはずです。

「納税者の権利」をこの上なく保障している日本国憲法は、私たち庶民や中小企業にとって身を守るための無くてはならない武器です。今年も1年この武器を手にして、納税者の権利をも守る戦いを続けます。

さて、最近事務所へお見えの方は、事務所全体が若返ったなどお思いになられるでしょう。当事務所へは、こここのところ非常に優秀な若いスタッフが続々と入所しています。さらにこの4月からは新卒2名も加わり、嶋会計センターはかつてないほどの活気に満ち溢れています。

経験豊富なベテランと若いパワーを取り混ぜて、これからの嶋会計センターはますます皆様のお役に立つ事務所として全力を尽くします。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

所長 税理士 嶋 賢治



今年はこちらな年



1月	<ul style="list-style-type: none">● 配偶者控除の減額基準が給与収入150万円（所得では85万円）に引き上げ● 預貯金口座にマイナンバーの付番開始（1日）● 積み立て型の少額投資非課税制度「つみたてNISA」がスタート（1日）● 三菱重工業が造船・エンジニアリング事業を分社化し、「三菱造船」「三菱重工海洋鉄構」「三菱重工エンジニアリング」など3社を発足（1日）● 所得税の還付申告の受付開始（1日）● 阪神大震災発生から23年（17日）● 大学入試センター試験（13日・14日）● 通常国会召集（22日）● 皆既月食（31日、今年1回目）● 楽天が携帯電話向け電波の取得を申請、新会社設立へ（下旬）	
2月	<ul style="list-style-type: none">● 長崎県知事選投票（4日）● 平昌冬季五輪（韓国、9日～25日まで）● 確定申告開始（2月16日～3月15日）● 長崎ランタンフェスティバル（2月16日～3月4日）● 国公立大学入試の前期日程開始（25日）● サッカー・J1開幕（24日）	

3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本郵便が宅配便「ゆうパック」を平均12%値上げ(1日) ● イタリア総選挙(4日) ● 平昌冬季パラリンピック(韓国、9日~18日まで) ● 東日本大震災から7年(11日) ● ロシア大統領選(18日) ● 英国のEU離脱通知から1年、EU離脱の1年前(29日) ● プロ野球セ・パ両リーグ開幕(30日) ● 2018年度予算及び関連法案成立(月内) 	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険の運営主体が都道府県に(1日) ● 2018年度の診療報酬・薬価改定の適用(1日) ● 有期雇用契約が5年を超える労働者は、契約満了前に無期雇用への転換を申し込み可能に(改正労働契約法施行から5年) ● 黒田日銀総裁の任期満了(8日) ● 熊本地震から2年(14日) ● 小6、中3対象の全国学力調査(17日) 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ● 2019年5月1日の新元号まで1年、平成もあと1年 ● 沖縄本土復帰記念日、沖縄復帰記念日(15日) ● 世界禁煙デー(31日) 世界保健機関(WHO)が1989(平成元年)年に制定 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ● G7首脳会議(カナダ・シャルルボワ、8日~9日) ● FIFAワールドカップロシア大会開催(14日、日本1次リーグは19日にコロンビア戦、24日にセネガル戦、28日にポーランド戦) ● ユネスコ世界遺産委員会(6/24日~7/4日バーレーン、日本は「奄美大島、徳之島、沖縄島北部および西表島」と「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を推薦) ● 石油輸出国機構(OPEC)定時総会(22日 ウィーン) ● 通常国会会期末(下旬) 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ● 『週刊少年ジャンプ』創刊号8/18月号発売から50年周年(11日) ● 皆既月食(28日、今年2回目) 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第100回全国高等学校野球選手権記念大会(甲子園、5日から17日間) ● 原爆慰霊・平和祈念式典(広島6日 長崎9日) ● 全国戦没者追悼式(15日) ● 第18回アジア競技大会(インドネシア・ジャカルタ、8/18~9/2) 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ● 米リーマン・ブラザーズ破綻から10年(15日) ● 「福井しあわせ元気国体(9/29~10/9)」「福井しあわせ元気国体(10/13~10/15)」 ● 同じ部署への派遣が3年を超える派遣社員は原則、派遣先企業による直接雇用への切り替えなどが必要に(30日、改正労働者派遣法施行から3年) ● 特定労働者派遣事業が経過措置期限により廃止(29日)、以後は新たな基準で許可制へ ● 自民党総裁選(月内) 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙巻きタバコ加熱式タバコの増税(1日) ● 長崎くんち(7日~9日) ● ノーベル賞の発表(下旬) ● 東京・築地市場が豊洲市場へ移転(11日) ● 明治維新150周年、明治改元となった旧9月8日(1868年10月23日) ● プロ野球 日本シリーズ開幕(27日) 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ● 「大学入学共通テスト」の10万人規模の試行調査(10日~11日) ● 第1次世界大戦の終戦から100年(11日) ● G20首脳会議(ブエノスアイレス、11/30~12/1まで) ● 大阪誘致を図る2025年万博の開催国決定(月内) ● アジア太平洋経済協力会議(APEC)首脳会議(月内、パプアニューギニア) 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第24回国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP24、ポーランド・カトヴィツェ、3日~14日まで) ● 沖縄県知事選挙(9日) ● 19年度税制改正大綱とりまとめ、19年度予算案策定(月内) 	

30年1月から給与の源泉徴収事務が変わります

昨年の税制改正に伴い 30 年 1 月からの配偶者控除が変わっています。これまで 38 万円の配偶者控除を受けるには、配偶者の給与収入を年 103 万円以下に抑える必要がありましたが、今年から給与収入が年 150 万円までは同様に 38 万円の控除を受けられるようになっています。

ただし、この控除を受ける納税者の合計所得金額が 900 万円（給与収入 1,120 万円）以下の場合に制限され、給与収入が 1,120 万円超 1,220 万円以下の納税者の場合は控除額が減り、1,220 万円を超える納税者の場合は控除額がゼロとなっています。

給与収入が 1,120 万円を超える方は、今年からたとえ配偶者の収入がなくても扶養親族の数に入りませんのでご注意ください。



配偶者に係る扶養親族等の数の数え方は次の表のとおりです

		給与等の支払を受ける人の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与等の支払を受ける人の給与等の収入金額)			
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	1,000 万円超 (1,220 万円超)
配偶者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の配偶者の 給与等の収入金額)	38 万円以下 (103 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	配偶者が障害者に該当する場合は 1 人加算				
	38 万円超 85 万円以下 (103 万円超 150 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	85 万円超 (150 万円超)	0 人	0 人	0 人	0 人

※配偶者が障害者に該当する場合、配偶者の合計所得金額が 38 万円以下であれば扶養親族数に 1 人加算して計算します。



年少扶養親族は扶養控除の対象外です

16 歳未満（平成 15 年 1 月 2 日以後生まれ）の年少扶養親族は児童手当（子ども手当）を受給している関係で扶養控除の対象となりません。子供が生れたからといって給与計算で扶養を 1 人追加してしまうと年末調整のときに税金の不足（納税者から徴収）になる可能性があります。年末に還付金がなく、逆に不足になってしまうとあまりいい気分はしないでしょうから気を付けておきましょう。



就職予定の扶養者も 1 月から対象外

扶養親族に該当するかの判断はその年の 12 月 31 日時点となります。会社に扶養控除申告書を提出する 29 年 12 月～1 月頃は扶養親族でも、4 月から就職する子供が 30 年 12 月末時点では扶養親族に該当しないというケースはよくあります。たとえ 1 月～3 月は働いていなくても 12 月末時点で給与収入が 103 万円を超えるとその年は扶養親族になれませんので、就職予定の方は 1 月～3 月の給与計算でも扶養の数に入れないようにしましょう。